

平成 29 年中の自殺者数は、前年に比べ北海道・全国・全国(男性)・全国(女性)の全てにおいて減少しました。都道府県別でみると、増加は 16、減少は 31、増減なしは 0 でした。

2. 平成 29 年と平成 28 年の北海道における月別自殺者数 (単位:人)

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----------|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| H29(速報値) | 85 | 78 | 86 | 79 | 104 | 95 | 95 | 86 | 78 | 83 | 68 | 60 |
| H28(確定値) | 90 | 74 | 73 | 99 | 83 | 88 | 96 | 74 | 91 | 86 | 81 | 69 |
| 前年比 | -5 | +4 | +13 | -20 | +21 | +7 | -1 | +12 | -13 | -3 | -13 | -9 |

月別では、平成 29 年の北海道で自殺者数が最も多かったのは 5 月の 104 人でした。最も少なかったのは 12 月の 60 人でした。

また、前年よりも月別自殺者数が増えたのは 2 月、3 月、5 月、6 月、8 月で、他の月は前年よりも減少しました。

3. 平成 29 年と平成 28 年の全国における月別自殺者数 (単位:人)

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| H29(速報値) | 1,805 | 1,631 | 1,911 | 1,929 | 2,009 | 1,859 |
| H28(確定値) | 1,851 | 1,729 | 2,113 | 1,880 | 2,065 | 1,862 |
| 前年比 | -46 | -98 | -202 | +49 | -56 | -3 |

| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| H29(速報値) | 1,826 | 1,824 | 1,802 | 1,622 | 1,536 | 1,386 |
| H28(確定値) | 1,862 | 1,701 | 1,765 | 1,820 | 1,683 | 1,566 |
| 前年比 | -36 | +123 | +37 | -198 | -147 | -180 |

月別にみると、平成 29 年の全国で自殺者数が最も多かったのは 5 月の 2,009 人、最も少なかったのは 12 月の 1,386 人でした。

また、前年よりも月別自殺者数が増えたのは 4 月、8 月、9 月でした。

【2】自殺について知ろう

⑥未来への希望が断たれたとき

有無を言わせない体罰や厳罰、教師の頑なな態度や決めつけなどにより、生徒が自分の思いや事実をわかってもらえないと、もう自分はおしまいだと思い込んでしまいます。もはや自分の居場所はないとの思いが自死へと向かわせるのでしょう。

⑦強い恐怖感や嫌悪感

暴力や暴言に対して強い嫌悪感や死ぬほどの恐怖感を抱く人は、なんとしてもそれから逃れようとします。

⑧心身の疲労

試験勉強で寝不足が続いていたり、部活動などで疲労しているとき、空腹時などに指導を受けたときに、自死に追い込まれます。大人の過労自殺とも共通する要素かと思いますが、肉体的な疲労はマイナス思考に陥りやすくします。

「指導死を招かないために」

国立教育政策研究所生徒指導研究センターが、懲戒はあくまでも教育的な観点に基づいて行われる必要があるとして、「懲戒を実施する上での留意点」を作成しています。少し長いですが引用します。

①教育的観点から安易な判断のもとで懲戒が行われないよう、その必要性を慎重に検討して行うこと。

②適正な手続きを経て処分を決定すること。(適正な手続きとは、例えば、十分な事実関係の調査、本人等からの事情聴取等弁明の機会の設定、保護者を含めた必要な連絡や指導、適切な処分方法等の通知、など)

③体罰に該当するような懲戒は認められないこと。(体罰に該当するような懲戒とは、ア:例えば、殴る、蹴るなどの身体に対する侵害を内容とする懲戒。イ:例えば、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなどの肉体的な苦痛を与えるような懲戒、などが考えられる)

④日常の叱責や注意のあり方に留意すること

ア:その場の環境や対象となる児童生徒の発達段階や実態に応じて効果が変わるので、的確な判断が必要であること(機械的、形式的な処置であってはならないこと)、イ:懲戒の理由が児童生徒等に理解されていること、ウ:公平であること(不公平、不当さがあるような処置であってはならないこと)、エ:感情的であったり、他の子ども達への見せしめであるような処分ではないこと、オ:教師間で指導や処分に差やブレが生じないようにすること、カ:処分中又は事後の教育的な指導を適切に行うこと、などが考えられる)。

「指導する教師へのメッセージ」

指導死は他の自死とは違って、指導直前、指導中、指導直後に起きることが多いということは、教師が子どもを追いつめないような指導をすることでしか、防止する手立てはありません。子どもは間違いを繰り返しながら成長していくものであり、衝動的で、視野狭窄になりやすいということを十分に念頭に置いて指導する必要があります。

大人でさえ、犯罪が発覚したときに、自殺防止の観点から警察が容疑者の身柄を拘束することがあります。子どもであればなおさら安全への配慮から、「指導中に一人にしない」「目を離さない」ことが重要です。帰宅させる際にも、ケアにつながる言葉かけをし、保護者に引き渡すまで一緒にいる、保護者に対してもあまり強く叱らないようお願いするなどのフォローが必要です。

反省しているように見えないとか、そんなに落ち込んでいるようには見えないからといって、反省していない、落ち込んでいないとは限りません。誰もが表情豊かに内面を表すわけではないということも念頭に置いておく必要があると思われまます。「指導をした後、この生徒をこのまま帰らせて本当に大丈夫か、最悪の事態が起こることがないか、常に考えて指導している」と、以前に生徒に指導死させてしまった教師の言葉が参考文献に載っています。

前後 2 回、「指導死」についてお伝えしましたが、実は家庭で起こる「指導死」とも考えられる「家族からのしつけ・叱責」を原因・動機とする小・中・高校生の自死は、昨年 1 年間だけでも警察庁の統計上、20 件ありました。これは学校での指導死よりもはるかに高率に起きているとみることができます。もちろん、数の大小ではありませんが、子どもは何度も間違いを繰り返しながら成長する、その成長を見守り待つという姿勢が、親・教師に関わらず大人に求められるのだなとあらためて思いました。

参考文献 大貫隆志編著(2013)『「指導死」追いつめられ、死を選んだ七人の子どもたち。』高文研。

【3】お知らせ

◇ 精神保健福祉センターでは、こころの電話相談を次の時間帯で行っています。

月曜から金曜日 9:00～21:00

土曜日曜祝日(12月29日～1月3日を除く) 10:00～16:00

Tel:0570-064-556

※ご相談の電話が集中しますと、つながりづらい状態になりますがご了承ください。

◇ HP・携帯版 HP をご覧ください

北海道地域自殺対策推進センターの HP を開設しています。最新の北海道の状況を掲載しており、より情報を見やすく、分かりやすくお伝えできるよう心がけています。

パソコン HP URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/jisatutaisaku.htm>

また、携帯電話で見ることができる携帯版 HP も開設しています。警察庁および北海道警察から公表された統計資料をもとに、北海道における自殺の状況を掲載しています。こちらも併せてご覧ください。

携帯 HP URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/i/joukyou.htm>

【4】編集後記

ご挨拶が少し遅くなりましたが、みなさま新年おめでとうございます。

2018 年になってはや 1 ヶ月が経過してしまいましたが、今年がみなさまにとって幸多い年であることをお祈り申し上げます。

本年も「Andante」のご愛読をどうぞよろしくお願い申し上げます。

次号 Vol.104 は、2018 年 2 月末に配信予定です。

＊お問い合わせ先＊

北海道立精神保健福祉センター

札幌市白石区本通 16 丁目北 6 番 34 号

Tel 011-864-7121

Fax 011-864-9546

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/>

Mail hofuku.seishin1@pref.hokkaido.lg.jp